

岩手県告示第382号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成28年4月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 九戸郡軽米町大字小軽米第15地割字弥傳治103の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び軽米町役場に備えておいて縦覧に供する。